

新型コロナウイルス感染症の影響により雲仙市奨学資金の償還が困難となられた方を対象とした償還猶予について

雲仙市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少したなどの理由により、雲仙市奨学資金の償還が困難になられた方を対象とした償還猶予の申込みを受け付けます。(随時受け付け)

■対象

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少したなどの理由により、雲仙市奨学資金の償還が困難となられた奨学生（本人）

■猶予期間

猶予決定の日から1年以内(事由が継続する場合は、5年を限度として更新可能)。ただしすでに償還された分は猶予の対象となりません。

猶予された期間分、償還期間を延長します。

■提出書類

奨学資金償還猶予申込書及び収入が著しく減少したことを確認できる書類等
(参考:離職票、退職証明書、給与明細票等)

申込みは、随時受け付けています。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

提出・問い合わせ先

雲仙市教育委員会総務課(TEL:0957-37-3113)

〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地